

鹿児島ふっこう応援割 FAQ

2026年10月10日現在

No	質問	回答
1	九州ふっこう応援割、鹿児島ふっこう応援割とは何ですか。	九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。以下同じ。）の各県が、令和8年熊本地震により、鹿児島のみならず、九州地方全域において宿泊予約キャンセルが多数発生しています。 観光庁が創設した九州ふっこう応援割（令和八年熊本地震観光支援事業費補助金）は、九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起するため、地元の意見を踏まえつつ、旅行・宿泊代金の割引支援を実施し、観光再生を図るものです。 そのうち、鹿児島県が実施する事業が「鹿児島ふっこう応援割」です。鹿児島県での宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスを旅行者が購入する際に、旅行事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業です。
2	「補助金」とは何ですか。	鹿児島ふっこう応援割における補助金とは、旅行商品・宿泊商品を販売する際に旅行代金・宿泊料金の割引を行うために必要な経費を支援し、旅行事業者や宿泊事業者の負担を軽減するために補助をする「販売補助金」です。
3	本事業について旅行者（一般消費者）が直接問合せをする窓口はどこですか。	【鹿児島ふっこう応援割コールセンター】 TEL：050-1732-4661 受付時間：9:00～17:00（2026年12月29日（火）～2027年1月3日（日）は年末年始休業）
4	外国人の旅行は本事業の対象ですか。	対象です。
5	補助金が適用となる対象期間はいつですか。	【宿泊事業者様】2026年10月14日（水）宿泊分から2027年2月28日（日）宿泊分まで（3月1日（月）チェックアウトまで）です。 【旅行事業者様】2026年10月14日（水）宿泊分から2027年1月31日（日）宿泊分まで（2月1日（月）チェックアウトまで）です。 ※除外日 2026年12月26日（土）チェックインから2027年1月4日（月）チェックアウト分まで なお、鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年10月14日（水）以降かつ交付決定日以降に新規で予約がなされた対象旅行商品が対象です。
6	旅行期間の一部に、本事業の対象期間外が含まれている場合は補助の対象になりますか。	旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれている旅行は補助の対象になりません。 その旅行契約すべてが補助の対象外です。
7	複数県をまたぐ旅行で、対象外の県の宿泊を含む旅行の場合、対象県のみ補助金対象となりますか？	対象になりません。 旅行契約に定められた旅行期間に、九州地方（熊本県・鹿児島県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県）以外の宿泊が含まれている旅行は、九州地方を含む全てが補助の対象外です。
8	【旅行会社経由の場合】対象期間が、2027年1月31日（日）宿泊分（2027年2月1日（月）チェックアウト分）までですが、2027年2月1日（月）チェックアウト後に提供される復路の交通サービスは補助の対象となりますか。	ひとつの旅行商品として行程に含まれる場合、2027年2月1日（月）23：59までに提供が完了する旅行サービスについては、補助対象とすることができます。 【対象外となる例】 2027年2月1日（月）にチェックアウトし、2027年2月1日（月）夜に出発して、翌日の2027年2月2日(火)の早朝に到着する、夜行の運送サービス
9	【旅行会社経由の場合】対象期間が、2027年1月31日（日）宿泊分（2027年2月1日（月）チェックアウト分）までですが、1泊目は補助の対象となりますか。	対象外です。 旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれているためです。
10	既存予約は対象にできますか。	できません。 鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年10月14日（水）以降に新規で予約がなされた対象旅行商品のみが対象です。
11	予約済みの旅行ですが、鹿児島ふっこう応援割対象商品販売開始日以降に一旦キャンセルして新規で取り直す（キャンセルリブック）場合は対象となりますか。	鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年10月14日（水）以降に新規で予約がなされた対象旅行商品のみが対象です。
12	募集型企画旅行において、鹿児島ふっこう応援割対象商品販売開始期日前から募集を行っていたが、販売開始日以降に催行決定となった場合、当該ツアーに参加するすべての旅行者が補助対象となりますか。	鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日以前の予約は対象外ですので、販売開始日以降に予約した方のみが補助の対象です。 催行決定日は、補助対象になるかの判断基準にはなりません。
13	割引を受けるために必要な「利用証明書」への旅行代表者による署名はどこで行うのですか。	宿泊施設にて実施します。
14	旅行商品を旧姓で予約しましたが、当日新姓である場合はどうすればいいですか。	補助対象旅行商品の予約記録と旅行者本人の氏名は同一である必要があります。
15	販売補助金算出の基となる旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格です。税込の旅行代金・宿泊料金をもとに60%を乗じます。
16	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	入湯税・宿泊税は割引の対象外です。 ただし、旅行商品に組み込まれている場合はこの限りではありません。
17	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	原則として、子供や乳幼児も1名として旅行者数に含めることができます。
18	大人と子供の旅行代金異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる参加者も合算し、総額の旅行代金として算出します。 【計算例】 旅行内容：1泊2日、宿泊＋往復新幹線付きの旅行サービス、旅行者 大人1人＋子供1人 旅行代金：40,000円（大人1人 30,000円、子供1人 10,000円） 補助金算出の計算：40,000円×60%＝24,000円 ただし、旅行事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に販売補助金を算出することも可能です。その場合、総額からの算出と比較し、販売補助額に差異が生じる点に留意ください。
19	旅行者が自身で手配した宿泊商品と、旅行事業者で申し込む旅行商品とを合わせて補助金申請することはできますか。	合わせて申請することはできません。 1 旅行契約ごとに申請してください。
20	泊数制限はありますか。	泊数制限はありません。
21	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払は可能ですか。	名称の如何を問わず、旅行者個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券などを、現金やクレジットカードと同様の支払手段として利用することは可能です。旅行代金より販売補助金を差し引いて算出した旅行者支払額に対して現金同様に利用できます。
22	鹿児島ふっこう応援割以外の補助制度（市町村割等）を併せて適用したいのですが、販売補助額の計算方法は。	市町村等の補助制度を先に適用し、その後鹿児島ふっこう応援割の補助制度で割引を行います。 【市町村割等を併用する場合の計算例】 12,000円の旅行で、市町村が3,000円引きする場合 鹿児島ふっこう応援割補助額：（旅行代金12,000円－市町村割3,000円）× 60%＝ 5,400円
23	企画旅行の旅行開始後に、旅行日程を短縮して帰宅した場合の扱いはどうなるのですか。	旅行会社にお問い合わせください。 実際に参加・宿泊された旅行・宿泊が補助金交付の前提条件となるため、旅行内容に変更が生じた場合は、変更後の旅行内容が補助金交付条件を満たす必要があります。
24	旅行者の都合により途中離団した場合、補助金の申請はどのようになるのですか。	旅行契約（旅行日程）の短縮が行われ、参加できなかった日程に対して適正な精算が行われた場合において、精算後の旅行が依然補助の対象となる場合は申請が可能です。変更後の旅行代金に対して割引額を再計算のうえ割引されます。 ※変更・取消に伴う取消料は本キャンペーン割引対象外となります。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ

2026年10月10日現在

No	質問	回答
25	各種免許、ライセンスや資格取得費用を含む旅行商品は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 ただし、旅行商品に含まれる「宿泊」または「宿泊＋交通」が、各種免許、ライセンス、資格の取得を目的とした物品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」または「宿泊＋交通」は本事業の補助の対象とします。 一方、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が主たる目的であることを明示している旅行商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 ○ダイビング体験付の旅行商品 ○陶芸体験付の旅行商品
26	各種体験アクティビティ（陶芸体験やゴルフ体験等）を目的とした旅行商品は補助の対象となりますか。	補助の対象です。 各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が目的となることを明示している旅行商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ○ダイビング体験付の旅行商品 ○陶芸体験付の旅行商品 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品
27	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行った費用は、補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 あらかじめ旅行商品に含み、旅行事業者により出発前までに手配され、旅行代金に含まれている物品・サービスが補助の対象です。 （例）1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞滞時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代金を含めた宿泊料金は補助の対象です。 ×現地で追加した夕食代金や追加飲み物は補助の対象外です。 なお、宿泊施設のチェックアウト時に「商品に事前に含まれている物品・サービス」と「現地で追加した物品・サービス」の代金を合算して支払う場合であっても、補助対象となるか否かの考え方は同じです。
28	旅行者が現地で消費した食事代や観光施設入場料など、商品に記載されている旅行代金には含まれない費用は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 食事代・観光施設入場料等は、旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者自らが現地で別途支払った費用は補助の対象外です。
29	旅行者が個人で手配した旅行サービスは、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 事前に旅行事業者へ予約・支払した旅行サービスに含まれているものが補助の対象です。 （例） ×旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○事前に旅行事業者へ予約・支払した商品に含まれたタクシー観光
30	旅行目的地まで自家用車やレンタカーで往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	含めることはできません。 レンタカーを旅行事業者が手配している場合であっても、高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含めることはできません。
31	「宿泊を伴う旅行商品」にレンタカーは含むことができますか。	レンタカー代が商品の旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者が自身で手配をした場合は補助の対象外です。
32	片道利用でも、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となりますか。	片道利用でも対象です。 ひとつの旅行商品に、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の条件が適用されます。旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など、利用のタイミングは問いません。
33	目的地へレンタカーで往復する場合、「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」として補助金の対象になるのですか。	レンタカーは「運送サービス」に当たらず「交通付」の要件を満たしません。そのため、旅行商品に含まれるものに、当該レンタカーのほか、基準を満たした「交通」がない場合は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）ではありません。よって、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助金の対象にはなりません。 一方、宿泊商品に加える「旅行サービス」としては、レンタカー代が事前に旅行事業者で予約した旅行商品の旅行代金に含まれている場合、当該レンタカー代を含む旅行が『宿泊を伴う旅行商品』となります。
34	どのような旅行商品が周遊になりますか。	九州地方（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）へ2県以上宿泊する旅行が対象となります。行程内に九州地方以外の宿泊地を含む旅行商品は補助の対象外となります。なお、入場や食事などの立ち寄りとして九州地方以外を含む場合は対象とします。
35	自家用車で移動し、複数の九州地方の宿へ泊まるのは、周遊型旅行商品ですか。	周遊型旅行商品です。
36	ビジネス利用は対象ですか。	対象外です。
37	ビジネス利用とする判断基準はなんですか。	旅行者、宿泊者の申し出によります。宿泊者がチェックイン時に署名する「利用証明書」には、ビジネス利用でない旨のチェック欄があります。ビジネス目的の旅行・宿泊であった場合、承認後であっても、補助の対象外として承認取消を行い、補助金を返還いただきます。 なお、行政機関等の公費出張、教育旅行における引率者（教職員・添乗員）・同行者（乗務員・同行カメラマン）の旅費については、補助対象外です。
38	修学旅行を含む教育旅行は、本事業の補助対象となるのですか。	事業開始後に新規に予約された旅行であれば対象です。 引率教職員はビジネス利用のため対象外です。